

令和 7 年 4 月

保護者の皆様へ

橋本市教育委員会

気象警報発令時等における児童生徒の対応について

春の日差しがきらめく頃となりました。

保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は学校教育にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、橋本市教育委員会では、気象警報発令時等に、お子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、令和 7 年度から橋本市立小・中学校として統一した基準を設けました。

つきましては、下記の内容をご確認いただきますとともに、気象警報発令時等の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 橋本市に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - 1) 上記の警報が午前 6 時の時点で発令されている場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする（午前 6 時以降に警報が解除されても臨時休業とする）。
 - 2) 上記の警報が午前 8 時 30 分（始業）までに発令された場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする。既に登校している児童生徒は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。
 - 3) 上記の警報が午前 8 時 30 分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童生徒の安全を優先し判断する。
 - 4) 翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に小・中学校の臨時休業を決定することがある。小・中学校が臨時休業の場合は、児童生徒は家庭学習とする。

2. 橋本市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合
 - 1) 児童生徒が登校するまでに橋本市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、発生した当日は小・中学校を臨時休業とする。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童生徒の登校については、各校からメール等で連絡する。